

総務産業常任委員会審査報告

令和2年6月17日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第48号	飯綱町税条例の一部を改正する条例	可決
議案第50号	飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可決
請願第1号	免税軽油制度の継続を求める請願書	採択
陳情第1号 (継続審査)	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	採択

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第48号 飯綱町税条例の一部を改正する条例

質疑①：固定資産税の軽減は令和3年度課税のみ適用ということか。

回答①：令和3年度課税のみ適用。要件により1/2又は全額が軽減となる。

質疑②：地方税法の改正によるものか。町独自のものはあるか。

回答②：すべて地方税法の改正によるもの。

質疑③：町民への広報はどのように考えているか。

回答③：ホームページを考えている。その他、近隣自治体の動向をみて検討したい。

質疑④：各税目について、軽減額はどのくらいを想定しているか。

回答④：対象者の把握が難しいため、試算していない。

質疑⑤：償却資産「課税標準の特例」とは、どのようなものか。メリットとなるのか。

回答⑤：生産性向上特措法の適用に家屋及び構築物を加え、課税標準額がゼロになるというもの。

質疑⑥：中小企業の範囲とは。町ではどのくらいの企業まで固定資産税適用対象となるのか。

回答⑥：中小企業基本法に規定の企業が対象となるが、適用対象には要件がある。

質疑⑦：ゴルフ場などの固定資産税も対象となるのか。

回答⑦：適用対象の中小事業者であれば、令和3年度のみ事業用家屋及び償却資産が対象となる。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第50号 飯綱町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

質疑①：補償基礎額の表中の金額は月額か年額か。

回答①：補償基礎額であり、この金額に障害等級に応じて倍率をかけて補償金が支払われる。

質疑②：法定利率ということだが、上がったか下がったか。

回答②：法定利率は今まで5%の固定であったが、民法の改正により変動制となった。このため事故当日の法定利率に改めた。現在、調べた利率によれば法律の施行当初は3%になっている。時勢により変動はある。

質疑③：予算措置はされているか。

回答③：補償金の予算措置はないが、団員の掛金の予算措置がある。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書

説明者：飯綱東高原観光開発株式会社代表取締役 仲 俣 俊 晴 氏

質疑①：スキー場のみの請願か。

回答①：圧雪車やスノーマシン等、道路を走らない機械等の軽油についてである。

質疑②：138万円の免税額は経営に影響するのか。

回答②：雪不足やコロナの影響で客が減った。制度が廃止されると経費が増え、経営が更に大変になる。

質疑③：請願を提出しているスキー場関係組織の範囲は。

回答③：長野県、新潟県、富山県、石川県の索道事業者で組織された北陸信越山岳観光索道協会。今後はその他の索道協会にも拡大したい。

質疑④：スノーマシンの稼働率は高いのか。

回答④：雪不足や暖冬のため稼働率は高く、例年よりも軽油の使用料は多かった。

質疑⑤：農業・漁業関係団体にも働きかけを行い、請願提出組織を拡大する考えは。

回答⑤：今は索道協会が中心だが、今後は拡大が必要。

意見⑥：スキー場は冬季の町の観光の中心であり、この制度は重要である。農業対策も含め、制度の存続を求める。

討論なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

【3月定例会審査報告】

説明者：なし

質疑①：毎年説明に来ているのになぜ今回は欠席か。

回答①：理由は聞いていない。

意見②：1点目、最低賃金引き上げの目的は、憲法が保障している「何人も健康で文化的な最低限度の生活」なのか、確認してほしい。2点目、最低賃金引き上げではなく、非正規社員約4万4千人、年間所得200万円以下の人の救済措置を求めないのか。ワンパターン化している印象を受ける。資料の中に非正規社員のことについて触れていないのは何故か。3点目、今春闘で能率給を求めているが実情はどうであるか。以上3点の質問状を出してほしい。

意見③：政府に対する意見書であるのでこの意見書に問題がない。

意見④：毎年意見書が出されている。非正規社員は立場が弱く、最低賃金は上げるべきである。

意見⑤：会社経営を考えると経営が大変である。最低賃金の引き上げは必要だが判断にしかねる。

意見⑥：昨年度も時給は上がっている。一律1,500円は賛成できない。

継続審査採決：陳情者に詳細について聞きたいので継続審査の動議が出され、全員賛成で閉会中の継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和2年4月9日（木）午後1時

場 所：飯綱町役場2階会議室

説明者：長野地区労働組合総連合事務局長 成 田 隼 氏

質疑①：正規社員にする運動が大切ではないか。農業経営に対する国の支援が必要ではないか。

回答①：労働組合は国へ働き掛けている。

質疑②：時給1,500円は現実的ではないのでは。

回答②：大企業は内部留保があるので可能だ。

質疑③：日本の最低賃金は他国と比べ低い方ではないとする専門家がいるが。

回答③：専門家の中でも色々な意見があるが、試算した結果、生活保障には1,500円が必要。

質疑④：非正規社員の正職員化雇用を訴えてはどうか。

回答④：別の政策の中で要求していく。

質疑⑤：JAと農家支援等についての話し合いは。

回答⑤：協議していきたい。

賛成討論：中小企業が最低賃金を引き上げることに對して、政府の支援策の拡充を求めている内容であり賛成。

賛成討論：意見書は議会として提出するので、陳情書の趣旨を変えない範囲で、農家支援の拡充等も入れて要望していくことにも賛成。

採決の結果：賛成多数で採択とした。